

長崎外国語大学 保護者会会則 新旧対照表

| 改定後 | 改定前 |
|---|---|
| 『省略』 | 『省略』 |
| (役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長（指名副会長が事故あるときは、他の副会長。以下同じ）がその職務を代行し、会長が欠員となった場合は、その職務を代理する。 4 総務理事は、総会、理事会等の議事を記録し、会長の指示に基づき総務関係会務を処理する。 5 理事は、会務に参画し、担当する会務を処理する。 6 監事は、本会の会計を監査する。 | (役員) 第5条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長（指名副会長が事故あるときは、他の副会長。以下同じ）がその職務を代行し、会長が欠員となった場合は、その職務を代理する。 4 総務理事は、総会、理事会等の議事を記録し、会長の指示に基づき総務関係会務を処理する。 <u>5 削除</u> 6 理事は、会務に参画し、担当する会務を処理する。 <u>7 監事は、本会の会計を監査する。</u> |
| (役員の選出・委嘱) 第6条 会長、副会長、理事及び監事は、 <u>正会員の中から</u> 総会において選出する。 2 理事のうちから、総務担当理事を会長が委嘱する。 <u>3 役員の就退任に関する基本的事項は別に定める。</u> | (役員の選出・委嘱) 第6条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。 2 理事のうちから、総務担当理事を会長が委嘱する。 |
| (任期) 第7条 役員の任期は <u>当該年度の定期総会の翌日から次年度定期総会まで</u> とし、再任を妨げない。 2 会長、副会長、監事に欠員を生じた場合、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。 | (任期) 第7条 役員の任期は <u>1年</u> とし、再任を妨げない。 2 役員に欠員を生じた場合、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| 『中略』 | 『中略』 |
| 附 則 この会則は、2025（令和7）年5月19日から改正施行する。 | |